

## 冬の節電プログラム 利用規約

2022年11月30日制定

2022年12月23日改訂

ホームタウンエナジー株式会社

「冬の節電プログラム」(以下、「本プログラム」といいます。)利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、ホームタウンエナジー株式会社(以下、「当社」といいます。)が開催する本プログラムに関する取扱いを定めたものです。なお、国が行う電気利用効率化促進対策事業(以下、「国事業」といいます。)に基づく節電プログラム(以下、「国節電プログラム」といいます。)の取扱いについては「4. 適用条件等」で定めるものとします。

### 1. 本プログラムの内容

プログラム期間中、本プログラムに参加のお申込みをいただき、本規約「4. 適用条件等」に定めるすべての条件を満たすお客さまについて、節電プログラムのお知らせメールを踏まえて、本規約「5. 本プログラムと節電量」に定める節電量に応じて、当社が「7. 特典内容」に定める特典を付与するプログラムです。

### 2. 本プログラムの期間

本プログラムは、2022年12月10日(土)から2023年3月31日(金)までとします。本プログラムへの参加お申込み期限は、2023年1月31日(火)までとします。なお、参加お申込みとは、当社が指定する Google フォームのお申込みフォームに「氏名」「住所」「メールアドレス」「電話番号」を入力して「送信」ボタンを押すまでの行為をいいます。お申込み後、契約が確認でき次第、節電専用サイトの ID、パスワードをメールでお送りしますので、お客様ご自身で節電専用サイトにログインし、「利用規約」をよくお読みいただき「同意して参加する」ボタンを押して登録していただきます。登録完了の翌日から節電プログラムへの参加となります。

### 3. 定義

本規約にて使用される用語は当社の電気需給約款において定義される意味と同様に使用します。

### 4. 適用条件等

当社は、お客さまが以下の全ての条件を満たした場合に、本プログラムを適用します。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、本プログラムを適用することがあります。

(1)本規約の全てに同意の上、本プログラム参加お申込み期間内にお申込みフォーム

より参加のお申込みをいただき、かつ、お客様さまが節電専用サイトログインし「同意して参加する」ボタンを押していること。なお、お申込みに対する当社からの承諾は、参加お申込み後にお送りする節電専用サイトのご案内メールをもって行うものとします。

- (2) 本プログラムの参加お申込み時点から特典付与手続きの開始時点までの間、継続して当社の対象プランに係る当社との需給契約およびメールアドレスを登録していること。

<対象プラン>

ホームタウンでんき「ぴったりプラン」「ゆったりプラン」「低圧電力」

- (3) 対象プランが適用されている需要場所に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること。

- (4) 国節電プログラムが定める以下同意事項に同意すること。

- ① プログラム参加者の個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、契約番号、供給地点特定番号）を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供すること。
- ② 要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性がある場合と国事業の事務局が判断した場合に、当社からの参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。
- ③ 不正に特典を取得したことが発覚し、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること。

## 5. 本プログラムと節電量

- (1) 本プログラムでは、(2)に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量として定義します。節電量の計算は、当社が指定する 30 分ごとに行い、「6. 節電要請」に定める本プログラムの対象時間帯の 30 分ごとの節電量の小数点以下第 2 位を切り捨て、単位ごとの節電量を合計し、その合計から小数点以下第 1 位を切り上げて算定します。なお、本プログラムの対象時間帯毎に合計された標準的な使用量より、本プログラムの対象時間帯毎に合計された実際の使用量が大きい場合は、節電量を 0kWh として取り扱います。

- (2) 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用状況を活用し、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁・令和 2 年 6 月 1 日最終改定）に基づき算定します。平日の場合は、直近 5 日間（本プログラム対象日を含まない）のうち本プログラムの対象時間帯における使用量の多い 4 日間の平均使用量、土日祝日の場合は、直近 3 日間（本プログラム対象日を含まない）のうち本プログラムの対象時間帯における使用量の多い 2 日

間の平均使用量となります(平日の場合は直近5日間において、土日祝日の場合は直近3日間において、本プログラムの対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、本プログラム対象日から最も遠い1日を除き、平日の場合は4日間、土日祝日の場合は2日間で計算します)。ただし、次に該当する日を除いて、平日の場合は5日間、土日祝日の場合は3日間となるよう、本プログラム対象日から過去30日以内(平日および土日祝日)で更に日を遡り、直近日を設定します。

■平日の標準的な使用量を算定する場合: 土日祝日、過去の本プログラム対象日、および直近5日間(土日祝日および本プログラム対象日を除く)の本プログラムの対象時間帯における使用量の総平均値と比較して「6. 節電要請」に定める本プログラムの対象時間帯における使用量の平均値が25%未満の日。

■土日祝日の標準的な使用量を算定する場合: 平日、過去の本プログラム対象日、および直近3日間(平日および本プログラム対象日を除く)の本プログラムの対象時間帯における使用量の総平均値と比較して「6. 節電要請」に定める本プログラムの対象時間帯における使用量の平均値が25%未満の日。

- (3) 本プログラムでは対象の電気料金プランが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる30分値の使用量をもとに節電量を計算します。スマートメーター未設置やシステム障害、通信障害などにより、使用量データが欠損していた場合は本プログラムの節電量の算定および特典付与の対象外です。その場合は当社では責任を負えませんのでご了承ください。(2)に基づき設定される標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は、本プログラムの節電量の算定および特典付与の対象外になる場合があります。
- (4) 本プログラムの対象の電気料金プランに複数需給契約されている場合、本プログラムの対象の電気料金プランに係る需給契約は全て節電特典の付与対象となります。この場合、節電特典は電気料金プランに係る需給契約ごとに算定し、付与します。一方、対象の需給契約ごとに参加のお申込みが必要となります。
- (5) 本プログラムの節電結果、期間中の節電量は当社が指定する節電専用サイトにて掲載します。

## 6. 節電要請

- (1) 当社は、国により電力ひっ迫警報・注意報が発令されたとき、または電力広域的運営推進機関が公表する東京エリアの広域予備率が低水準となったとき等、「2. 本プログラムの期間」で定める中で、当社の判断により本プログラムの対象時間帯を設定します。なお、本プログラムの対象時間帯が設定されない日、時間帯がありますのでご了承ください。
- (2) 当社は、本プログラムの対象時間帯を設定したとき、お客さまに節電を依頼するメールまたはLINE(LINE株式会社が提供するコミュニケーションアプリ「LINE」)

を利用したメッセージ)を送信します。そのメールはお客さまがあらかじめ登録されたアドレスまたはアカウント宛に、原則として対象時間帯が設定された日の前日までに、本プログラムの対象時間帯を記載して送付します。

## 7. 特典内容

### (1) 自社節電プログラム

当社は、お客さまの節電量に対し1kWhあたり20円相当(消費税等相当額を含む)の特典を付与します。節電発動ごとの節電量に対し、小数点以下を切り上げて算出します。特典はお客さまの料金等から減じることによって付与いたします。

### (2) 国節電プログラム

#### ① 参加特典

当社は、国節電プログラムの参加特典として、節電への取り組みに継続的に参加するお客さまの電気料金から本プログラムの期間中1回のみ2,000円(消費税等相当額を含む、国特典)割引いたします。この場合の継続的とは、本プログラム期間中(2022年12月10日～2023年3月31日)と定義します。

#### ② 達成特典

当社は、国節電プログラムの達成特典として、本プログラムの「6. 特典内容(1)」に対して特典を付与いたします。お客さまの節電量に対し1kWhあたり20円相当(消費税等相当額を含む)の特典付与となります。

(お客様の節電量1kWhあたり自社特典20円相当+国特典20円相当=40円相当の特典になります。)①、②における自社特典とは当社が独自に付与する特典で、国特典とは国が行う電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラムの特典と定義します。

#### ③ 特典付与時期

参加特典については、2023年1月31日までにお申込みフォームにお申込みいただいていること、かつ、節電専用サイトにログインして「同意して参加する」ボタンを押した方を対象とし、「同意して参加する」ボタンを押した日の翌月検針分の電気料金に対して割引いたします。

達成特典については、節電期間中毎月1日(12月は10日)から月末までに節電要請された分につき、「5. 本プログラムと節電量」に基づき、お客さまが達成された節電量を合計して特典を算出し、翌月検針分の電気料金に対して割引いたします。

## 8. 注意事項

(1) 当社は、本プログラムの実施にあたり、一部業務を株式会社RISIZE(以下、「RISIZE社」といいます。)に委託しております。そのため、お客さまの個人情報(供給地

点特定番号、30分電力量、メールアドレス、本プログラム参加お申込み日、参加解除日)について、本プログラムを実施・運用するために、RISIZE社と共同利用します。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものとします。

- (2)本プログラムは、参加お申込みの時点で当社との間で「4. 適用条件等」(2)に定める<対象プラン>に係る需給契約が成立しているお客さまのみが対象となります。
- (3)本プログラム期間中に、電気料金プランに係る需給契約の廃止または解約がなされた場合、これらにより需給契約が消滅する日をもって節電ポイントの算定を終了します。
- (4)本プログラムの参加お申込み時点で、本プログラム専用メールアドレスのドメイン「@ht-energy.jp」を受信設定していない場合は本プログラムに関するお知らせメールの配信が行われなかったことがあります。
- (5)本プログラム期間中に用いる30分値の使用量は、一般送配電事業者から連携される30分電力量を用います。30分電力量は後日訂正されることがございますが、原則、本プログラムでは遡っての訂正はいたしません。
- (6)本プログラムへの参加、お問い合わせにかかる通信料はお客さまの負担となります。
- (7)本プログラム期間中または終了後に、同様または類似のプログラムを行う場合がございます。
- (8)本プログラムは予告なく変更または終了する場合がございます。
- (9)当社は、本プログラムに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。
- (10)体調管理に十分にお気をつけいただき、無理のない、生活に支障をきたさない範囲で本プログラムにおける節電をお願いします。